

平成30年度「葛尾村復興支援員」募集要項

本村は、東日本大震災及び原子力災害による全村避難から一日も早い復興をめざしておりますが、元の活力ある地域を取り戻すためには、復興に強い意志を持ち、住民と共に地域づくりに邁進する人材を必要としております。

今回、私たちが経験したことのない災害を乗り越え、地域住民と共に新しいむらづくりに力を注いでいただける方を「葛尾村復興支援員」として下記のとおり募集します。

記

名 称	葛尾村復興支援員
募集人数	2名(現在3名が活動中)
雇用形態	葛尾村復興支援員として村長から委嘱を受けた後、業務を受託している一般社団法人葛尾むらづくり公社の職員として雇用します。
業務内容	地域の復興再生、コミュニティづくり、地域活性化や観光を含めた産業振興など地域の実情に応じて必要とされる取組の企画、運営等に当たります。 主な業務内容は以下のとおりです。 ■葛尾村復興交流館あぜりあの運営 ■ツール・ド・かつらお等のイベントの企画・運営 ■地区内訪問による地域コミュニティの維持、再構築のための企画・運営 ■公共施設等利用促進策の検討 ■空き家・空地バンクの運営 ■地場産業振興策の検討 ■ホームページ、SNS、広報誌等による情報発信 等
応募要件	①平成30年4月1日現在で原則として満20歳以上満55歳以下の方 ②葛尾村の復興に強い志を有し、地域住民と積極的に協働できる方 ③心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方 ④普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方 ⑤ワード、エクセル、パワーポイント、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方 ⑥地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
勤務地	葛尾村内
任用期間	委嘱の日から平成31年3月31日までとし、以降1年ごとに延長可能です。 (終期有り)

勤務先	一般社団法人 葛尾むらづくり公社
勤務日	週休2日制(1日7時間45分、勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。12月29日から翌年1月3日までは、休日となります。)
勤務時間	原則、午前8時30分～午後5時15分(職務上必要がある場合、始業時刻及び終業時刻を別途割り振ることがあります。)
給与・賃金等	給与はスキル・経験・資格等に応じて設定(上限:200,000円) 通勤距離に応じた通勤手当あり(片道2km以上の場合)
待遇・福利厚生	①住居は雇用先が用意しますが、駐車場代は負担いただきます。 ②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
募集期間	平成30年10月22日～平成30年11月15日
応募方法	別に定める応募用紙に必要事項を記載し、提出してください。 (郵便可)
審査方法	1次選考 書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。 2次選考 1次選考合格者に面接を行い、可否を文書で通知します。 (選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。)
お問い合わせ先	一般社団法人 葛尾むらづくり公社(担当者:松本、坂本) 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 20-1 TEL, FAX:0240-23-7765